## 社会動向レポート

## 認知症高齢者の経済活動への対策と 任意後見の活用について

社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント 高橋 正樹

超高齢化社会を見据え、避けて通れない重要課題の一つに認知症対策が挙げられる。高齢社会白書(内閣府)によると、団塊世代が75歳以上となる2025年には、認知症患者数は700万人前後に達し65歳以上の高齢者の約5人に1人を占めることが推計されており、認知症は誰しもがかかわりのある身近な病気となっている。しかしながら、認知症の人が日常生活を送る上でぶつかる課題・障壁は個人による違いも大きく、また一般的に認知症に対するネガティブな印象が先行している傾向もある。そのため社会全体として認知症の人の自己決定の機会を守り、本人の希望に応じた経済活動等を続けていくことができるようにするための対策も必ずしも十分でないと考えられる。これまでの成年後見制度に関する調査研究より、自らが望む生活の実現にむけた任意後見制度の活用による認知症への対策について紹介する。

## 1. はじめに

認知症への対策は、医療機関にかかり介護に向けたケアプランを作れば十分だと思っている方もいるのではないだろうか。確かに認知症を病気という観点から捉えれば、医療機関にかかること、身体的な機能低下については介護サービス等により支援を行うことが、それぞれ適切であることには間違いはない。しかしながら、認知症の最大の課題は、認知機能の低下にあり、判断能力が衰えていくという"脳"の病気ということである。

このような判断能力低下の影響は、財産管理 能力の低下、契約効力の無効、口座や資産の凍 結等も発生する可能性があり、日常生活および 経済活動への影響は甚大となる。また、消費者 白書(消費者庁)では、認知症高齢者は、販売業 者による勧誘や販売契約を結ぶ場面で、一般の 高齢者より詐欺等のトラブルに遭いやすい状況 にあると指摘されている。このため脳機能が低下していくことへの対策は、介護等の身体的な対策のみで十分とは言いがたい。

成年後見制度は、このような認知症高齢者をはじめとした判断能力が低下した方の権利擁護を目的とした法制度であり、本人の身上保護及び財産管理を支援する機能を有している。この法制度は、2000年4月に「介護保険制度」のスタートと同時に進められてきた制度であるものの十分に利用されていないのが現状である。本レポートでは、本人及び家族が今後の人生をより充実させたものとするための対策として、これまでの成年後見制度に関する調査研究の結果より成年後見制度(主に任意後見制度)の活用について紹介する。

# 2. 成年後見制度とはどのような制度なのか

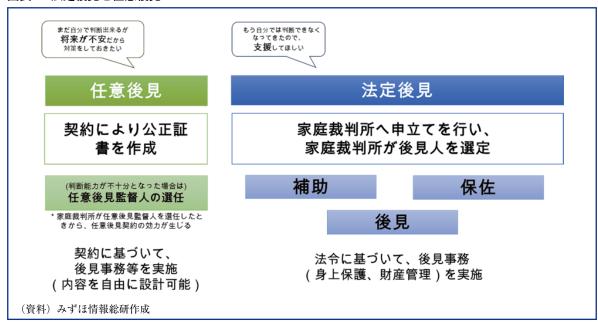
#### (1)成年後見制度のしくみ

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を擁護するために"後見人"という本人の意思決定の支援や、契約などの法律行為を代行する人を選任する制度である。成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに本人の財産を適正に管理していくこととされている。

このような支援を行う後見人を選任する成年 後見制度は、大きく法定後見と任意後見の2つ に分かれている。法定後見は、既に判断能力が 低下した場合に申立により家庭裁判所によって 選任された後見人等が、本人に代わって財産や 権利を守り本人を法的に支援する制度である。 本人の判断能力の状態に応じて、補助、保佐、 後見の3つの類型が設定されている。 一方で任意後見は、将来において判断能力が 不十分となった時に備えるため、後見人を本人 が選び、公正証書で任意後見契約を結ぶ制度で ある。法定後見に比べ、本人が人生計画につい て自由に設計することが可能となっている。

現状、日本では法廷後見である後見類型が最も多く利用されていることを鑑みると、本人の判断能力がほとんど無くなってしまい、法的効力を持つ後見人が、どうしても必要な状態となって初めて成年後見制度利用が選択されているをケースが相当数含まれてしまっているものと推察される。このため、一部では対策が後手に回ってしまい、早期の対策・支援が出来ず、結果的に本人の望む生活から逸れてしまうことが懸念される。一方で、任意後見は事前に計画しておくという面において、法廷後見とはその性質を全く異にしており、自らの望む生活の実現にむけて成り行きに任せるのではなく、早期から必要な支援を確保し、対策を講ずることができる点が大きなメリットと言える。

#### 図表1 法定後見と任意後見



#### (2)任意後見制度の利用状況

法務省統計「成年後見登記の件数」で任意後 見制度の利用状況を見ると令和元年は、1万4千 人近くの利用者が任意後見契約を締結しており、 この5年間で約4割増となっている。認知症高齢 者の増加に伴い少しづつ任意後見について注目 されてきているものと考えられる。

## (3)任意後見の利用実態(アンケート調査結果)

弊社では平成30年度、厚生労働省老人保健健 康増進等事業「認知症の人の成年後見制度の利 用における保佐・補助の活用及び成年後見人の 確保に関する調査研究事業」において、全国の 成年後見実施機関及び成年後見人を対象とした 任意後見についてのアンケート調査を実施した (回答数:法人 249件 個人 318件)。ここで はその調査結果の中から、いくつか特徴的な項 目について紹介する。

## ① 任意後見制度を利用するきっかけ・動機等

任意後見を検討するきっかけは、「身寄りがない又は頼れる親族がおらず、将来の介護施設入所や介護サービスの利用、死後事務等に不安を感じたため」が7割以上を占めている。また、任意後見契約締結の動機については、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、そのほかでは「身体





## 図表3 任意後見を検討するきっかけ〔複数回答〕

				1	
No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	身寄りがない又は頼れる親族がおらず、将来の介護施設入所や 人  ***	54	72.0%	60	71.4%
	介護サービスの利用、死後事務等に関して不安を感じたため		0.00/	_	0.00/
2	金銭管理や契約行為が困難となってきたため	6	8.0%	5	6.0%
3	成年後見制度に関するセミナーや研修等を受講したため	4	5.3%	5	6.0%
4	後見人となる人を指定したかったため	3	4.0%	4	4.8%
5	地域包括支援センターや行政から紹介されたため	1	1.3%	8	9.5%
	全体	75	100%	84	100%

(資料) みずは情報総研「厚生労働省平成30年度老人保健健康増進等事業 認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業」 監護」「介護保険契約(施設入所)」が多く挙げられている。

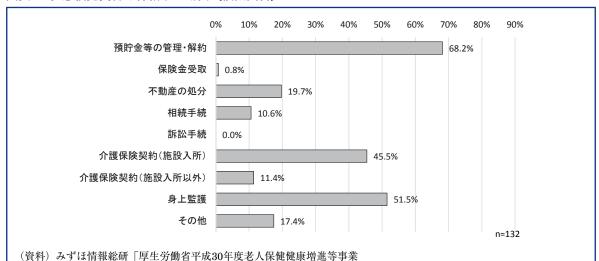
## ② 任意後見契約を利用するメリット

任意後見契約のメリットとしては、「本人が後見人を指定でき、契約内容も本人の希望に沿って決めることができること」及び「本人が元気な段階から関わることができるので、本人の意思を充分に反映した形で後見活動ができること」の2点が多く挙げられた。また、「財産管理委任契約や死後事務委任契約などの契約を同時に締

結することで本人が元気な段階から亡くなった 後まで一貫した支援をおこなうことができる点」 が挙げられた。

また、上記調査研究では、有識者による検討委員会(座長:新井誠 中央大学教授)も実施しており、この委員会にてまとめられた任意後見のメリットは、図表6のように自身の意思を充分に反映させた計画(契約内容)に基づいて、必要な支援(法的保護・意思決定支援)を受けることが可能となる点などが挙げられた。





(資料) みずは情報総研「厚生労働省平成30年度老人保健健康増進等事業 認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業」

### 図表5 任意後見契約を利用するメリット〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	法人・団体		個人	
		回答数	割合	回答数	割合
1	本人が信頼する人物を任意後見人として指名でき、任意後見人への 依頼内容も本人の希望に沿って決めることができる点	44	57.1%	35	50.7%
2	(特に移行型の任意後見契約では)本人が元気な段階からサポートを 開始するため、本人のパーソナリティや嗜好を重視して後見人活動 を行うことができる点	34	44.2%	21	30.4%
3	財産管理委任契約や死後事務委任契約、遺言の利用により、認知症 が発症する前から亡くなった後まで一貫して対策ができる点	16	20.8%	16	23.2%
4	本人の楽しみや意思を重視した(積極的な)財産管理が可能な点	4	5.2%	6	8.7%
	全体	17	100%	69	100%

(資料) みずほ情報総研「厚生労働省平成30年度老人保健健康増進等事業 認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業」 図表6 検討委員会にて取りまとめられた任意後見のメリット

## ★任意後見を利用するメリット★

- 本人が望む生活の実現を目的として、自身の意思を充分に反映させた計画(契約内容)に基づいて、必要な支援(法的保護・意思決定支援)を受けることが可能となること。
- ◆ 本人が後見人を指定できる(法定後見の場合は裁判所が指定)ため、自らの支援を安心して 任せられる人を選定した上で、必要な支援を受けることができる。
- 認知症が発症する前から支援を受けることが可能なため、生活環境及び日常生活上の機能の長期的な維持が期待できるとともに、認知症状が現れた後でも、本人の残存能力を活かした対策を実施することができるため、本人にとっての選択肢を大きく広げることが可能であること。

(資料) みずほ情報総研「厚生労働省平成30年度老人保健健康増進等事業 認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業」

## 3. 任意後見制度を用いた認知症への対策

#### (1)好事例紹介(品川成年後見センター)

上記調査研究において好事例として取り上げた品川成年後見センターについて紹介する。品川成年後見センターは、品川区社会福祉協議会が運営する、高齢者や障害者の方々が地域で安心して生活できるよう、「成年後見制度」の情報提供・相談・申立手続きの支援をしているセンターである。

品川成年後見センターでは、任意後見制度を 含めた総合的サービスを提供しており、任意後 見契約に加えて、サポート契約や死後事務委任 契約などの契約を同時に締結することで、本人 が元気な段階から亡くなった後まで一貫した支 援をおこなっている。このような社会福祉協議 会による一貫したサービスは、認知症対策とし て非常に長期的かつ広範囲なサポートであり、 認知症高齢者にとって心強いサービスとなって いる。

## (2) さらなる経済活動への対策(任意後見と信託 の活用)

近年、任意後見の発展型として任意後見と信託との併用が注目されている。これまでも成年後見には後見制度支援信託があり、これは日常的な(小口)資金と、日常的ではない(大口)資金を区別して、詐欺などの被害防止、本人及び支援者、関係者による資金の使い込み防止などの効果がある信託制度である。また、このような制度に類似した後見制度支援預金もサービスとして開始されているところである。

発展型としての任意後見と信託の活用においては、上記のような資産の保全目的のみならず、相続や事業承継、持ち家等の不動産売却など、認知症高齢者が抱える経済活動の課題解決の有用な選択肢として期待される。

理由としては、任意後見は、本人が自由に設計できる上に任意後見監督人による管理体制があり、安全性が高いというメリットがある。加えて、信託による財産管理では受益者と受託者を分けることができるため資産に対するコントロール力を集中させながら経済的なメリットを分散できるなど、財産管理のスキームが組みや

#### 図表7 任意後見契約の活用の好事例

事例①本人が望む生活の実現に向けた取組(任意後見契約の活用:品川成年後見センター)

## 任意後見契約を活用した高齢者への安心サポート

■ 成年後見制度を本人が積極的に活用するための高齢者支援サービスに関する取組

#### ポイント

- <u>単身高齢者及び高齢者夫婦が元気なうちから、自身の判断能力が将来低下した場合に備えて利用できるサービスとして、「あんしんの3点セット」</u>を品川成年後見センターが提供している。
- アンケート調査結果においても、自らの望みに沿った支援を依頼できることや、本人が後見人を選定できるというメリットのある任意後見を積極的に活用したいと考えている法人・団体は、80%近くと非常に多い。(高齢者の権利擁護関連事業を実施している法人・団体への調査)

#### 背景・取組概要

- 品川成年後見センターでは、「あんしんの3点セット」として、あんしんサービス契約、 任意後見契約、公正証書遺言作成支援の一貫したサービスを提供している。
  - ✓ あんしんサービス契約は、月一回の訪問により健康状態等を確認・把握している。
  - ✓ 任意後見契約は、医療や介護など本人がどのようにしたいのか方針を決めておき、必要な時にあらかじめ決めた手続きを進めることができる。
  - ✓ 公正証書遺言で葬儀やお墓などの方針についても決めておくことができる。
- 任意後見監督人選任の申立てを適切なタイミングで行えるよう、定期的な訪問で本人の 状態を把握するとともに、本人に関わる医療・介護の関係者と密に連携をとっている。

任意後見契約の活用に向けた方針・意向(法人・団体)のソフトト別用はの 無回答 3.0% 特に活用したいとは 考えてがい、具体的な 取組を実施している 具体的な取組の実施には至っていない 39.4% n=132

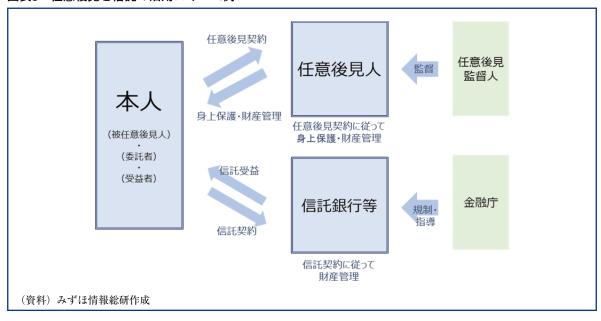
#### 期待される効果や今後の展開等

- 任意後見制度の特徴(メリット)は、本人が後見人を指定し、契約内容まで決めることが可能な点である。現在、法定 後見よりも利用者数が少ない状況となっているが、自己決定尊重の観点から考えると、任意後見制度の普及拡大・更な る活用が期待される。
- また、任意後見制度の更なる活用に向けては、本人の判断能力が低下した際に任意後見監督人の選任申立てがスムーズかつ適切に行われることが必要と考えられるため、「本人がどのような状態になったら任意後見監督人の選任申立てをおこなえばよいのか」の基準を示した参考資料等の整備が期待される。

<参考資料>品川成年後見センターHP「マンガで読む成年後見制度」

(資料) みずほ情報総研「厚生労働省平成30年度老人保健健康増進等事業 認知症の人の成年後見制度の利用における保佐・補助の活用及び成年後見人の確保に関する調査研究事業」

#### 図表8 任意後見と信託の活用スキーム例



すい点がメリットである。特に相続や事業承継 など複数利害関係者の調整に効果を発揮できる ものと考えられる。信託銀行などが扱う商事信 託では、財産を強固に保全できる点や高齢者向 けの医療介護費等の支払代行サービスなどが利 用できることが、支援のサポートになると思わ れる。今後、このような高齢者向け金融サービ スの発展と共に、任意後見の活用がさらに促進 されることが期待される。

## 4. おわりに

地域共生社会の時代を迎え、認知症に対する 社会の支援力は着実に強化されてきている。一 方で、日常生活の世話や身体的な介護以外での 経済活動に対する認知症への対策は、発展途上 となっている部分も多いと考えられる。任意後 見制度は、認知症により判断能力が不十分と なってしまうことに備えて本人が望む生活の実 現を支援する制度である。本人の意思を尊重し ながら本人の生活を法的に保護できる仕組みと なっている。利用者が増加しているところであ るが、更なる活用及び利用促進が期待されると ころである。

また、成年後見制度利用促進に向けた体制整備として、地域の権利擁護支援および成年後見制度利用促進機能の強化を進める中核機関の設置が全国にて進められている。今後、地域における権利擁護支援のネットワークが広がっていくことが計画されており、権利擁護の支援を受けやすい環境が広がっていくことが期待される。

認知症への対策では、本人がどのような状況であるのかを見定め、今後の人生計画について本人及び支援者が共に検討し、一つ一つ具体的に行動につなげていくことが大切である。長期的な視点をもって認知症の進行によって訪れる判断能力の低下と身体機能の低下の両面に備えるべく、本人にとって充実した人生を歩む方法

について支援者・関係者の方々と話し合うこと が何よりも重要と考えられる。本レポートにお ける調査結果及び事例が一助になれば幸いであ る。